

権利者・住所1 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN  
権利者・住所2 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN  
権利者・氏名 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN



9-yy-mm-99-999999-9-c      IKT-999999#-1/3      JIS : 999

平成yy年mm月dd日

NN

国土交通省土地鑑定委員会委員長



国土交通省土地・建設産業局長



不動産取引のアンケート調査ご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

国土交通省では、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に欠かすことのできない適正な地価の形成等を図るため、公示地価の判定等様々な土地政策を推進しています。このためには、不動産取引の実例をできる限り多く収集し、蓄積することが不可欠なことから、公示されている登記情報に基づいて、その取引の価格等に関するアンケート調査を実施しています。

地価公示などの制度は、皆様からご提供いただく情報により成り立っておりますので、何卒、調査の実施にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、皆様からのご回答は、具体的に以下の目的に使用させていただきます。

- ・公示地価の判定  
国土交通省は、地価公示法に基づき、一般の土地取引の際の指標や公共用地の取得価格の算定の規準などとするため、全国の標準地における毎年1月1日時点の正常な価格を公表しています。
- ・基準地価の判定  
都道府県知事は、国土利用計画法に基づき、適正な地価形成に資することを目的とし、基準地における毎年7月1日時点の正常な価格を公表しています。
- ・不動産取引価格情報の提供  
国土交通省では、実際に行われた取引の価格を、ご回答者の氏名、会社名等は削除し、物件の詳しい所在・面積をわからないようにしてホームページ (<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>) で公表しています。
- ・その他、公共用地の取得に伴う損失の補償額算定及び適正な地価の形成に寄与する調査・研究のための貴重な資料として活用させていただきます。

ご回答の取り扱いにおきましては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法に則って適切に管理し、上記以外の目的には使用いたしません。また、徴税の目的に使用されることもありません。

この調査の趣旨をご理解賜り、過去一年以内に不動産取引が行われた場合には、yy月mm日までに①別添「土地取引状況調査票」に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送する方法、又は②所定のウェブサイト上において必要事項を入力する方法のいずれかにて、回答くださいますようお願い申し上げます（期限までにご回答がなかった場合は、ご回答の確認のため、別途、葉書で照会状を送付させていただいておりますことをご了解願います。）。

なお、この調査は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会に委託しております。アンケート調査の実施等につきましては、お手数ですが別紙をご参照ください。

回答用ウェブサイト <http://www.land.mlit.go.jp/webland/>

ウェブサイト上の回答方法に関するお問い合わせ電話

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課  
Tel 03-5253-8111 (代表)

その他調査に関するお問い合わせ専用電話【不動産取引のアンケート調査事務局】  
Tel 03-5777-4335/03-5777-5278